

2018 年度 経済連携委員会 報告書
経済連携のさらなる拡大と深化に向けて

2019 年 5 月

公益社団法人 経済同友会

目 次

I. はじめに.....	1
II. 日本の経済連携のあり方.....	3
III. 日本が直面する経済連携の課題とその対応.....	8
1. 主要経済連携協定	
i) TPP11	
ii) 日EU・EPA	
iii) RCEP	
2. 日米通商協議	
3. 米中摩擦と中国への期待	
4. WTO 改革	
5. 国際電子商取引/デジタル貿易	
IV. 多国間経済連携の進化と発展に向けて.....	21
参考資料	
主要経済連携協定の概要.....	23
日米共同声明（2018年9月）.....	27
2018年度経済連携委員会 活動実績.....	28
2018年度経済連携委員会 名簿.....	30

I. はじめに

米国の離脱により、一時漂流の危機もあった TPP は、11 カ国による「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP : TPP11) として 2018 年 12 月 30 日に発効し、次いで日本と欧州連合の経済連携協定 (日 E U ・ EPA) も 2019 年 2 月 1 日に発効にこぎつけることができた。その一方で、2018 年中の大筋合意を目指していた「東アジア地域包括的経済連携」(RCEP) は本年に交渉が持ち越され、さらに日米物品貿易協定交渉が開始されるなど、わが国の通商を取り巻く環境は刻々と変化している。そのような中、経済同友会は一貫して、経済連携・自由貿易の重要性を訴えてきた。

2018 年度経済連携委員会では、日本企業の海外展開にとって望ましい環境整備に資するような、高水準で包括的な協定の合意、発効を支持する立場から、TPP11、日 E U ・ EPA、RCEP の主要経済連携協定について、交渉の進捗、発効に至る過程、将来性などについて継続的に情報収集を行った。さらに、日米通商協議、米中貿易摩擦、世界貿易機関 (WTO) 改革、電子商取引やデータ流通など、日本企業の活動に影響の深い通商・貿易に関する新たな課題についても、政府関係者や有識者等からヒアリングし、意見交換を行った。

委員間の意見交換では、本会が推進してきた、共通のルールに基づく多国間の自由貿易・経済連携協定の後押しという基本的な方向性は継続しつつも、世界経済の成長を牽引してきた自由貿易体制の拡大とグローバリゼーションの現状を、私たち経営者はどのように考えるべきか、また世界で起きている様々な事象に対して、日本はどのような役割を果たしていくべきかという視点を重視した。

グローバリゼーションは、ヒト、モノ、カネの移動の自由度を高め、世界経済の成長に貢献してきた一方で、各国において格差や分断が生じ、それを推し進めてきた米国や欧州の社会に深刻な歪が生ずる要因ともなっている。それに対する有効な解決策を国際社会が施せないでいたために、米国が既存のルールを逸脱したような過激な貿易政策を打ち出し、欧州各国においてはポピュリズム勢力が勢いを増し、政治情勢が不安定化するなど、国際社会に混乱がもたらされている。グローバル社会の変化、とりわけ貿易環境の変化に対処していくには、各国の貿易政策の批判に終始するだけではなく、具体的な解決策を考えていかなければならない。

本報告書は、こうした問題意識の下、今後の議論に向けた材料を提供することを目的に、委員会の課題認識や年間を通じたヒアリング、意見交換の内容を整理

し、とりまとめたものである。

我々企業経営者は、国際社会において日本が自由貿易の旗手として果たすべき役割や、企業のグローバルな事業展開にとって望ましい経済連携のあり方を引き続き検討し、必要な意見発信を行っていく予定である。

Ⅱ. 日本の経済連携のあり方

<国際貿易体制・通商システムの現状と課題>

TPP11 が 2018 年 12 月 30 日、日 E U ・ EPA が 2019 年 2 月 1 日に発効した。これにより、多角的自由貿易体制の当面の危機を乗り越え、日本が拠って立つ通商政策基盤を明確にすることができたと考える。そのうえで、日本が直面する経済連携課題について、以下主要項目ごとの現状と問題意識を述べる。

1. 主要経済連携協定

i) TPP11

- TPP11 は、WTO による新たなルールメイキングが難航し、現状以上の自由化がなかなか望めない中で、参加国間で自由で公正な 21 世紀型の新しい高水準なルールを確立する、多国間経済連携協定のモデルの位置づけである。
- 将来の米国の TPP 復帰を期しつつ、署名 11 か国に加え、新たな参加国を募ることで、高い水準のルールを備えた「TPP 経済圏」の拡大を目指すことが次なる目標となる。
- TPP11 はオープンな仕組みを目指しており、名称に「太平洋」の文言が含まれるものの、地理的除外要件はなく、APEC 外の国・地域であっても参加が可能となっている。協定をより強力で効果の高いものにするためには加盟国の拡大は必須である。特に日系企業が多く集積するタイの参加は、サプライチェーンの見地からも、TPP 経済圏の面としての発展・拡大に大変重要な意義を持つ。

ii) 日 E U ・ EPA

- 日 E U ・ EPA の市場アクセス分野においては、工業製品に加え食品関連で関税即時撤廃品目が多く、輸出食品の価格競争力が高まり、E U 域内での売上拡大が期待される。一方日本国内では価格競争力の増す輸入食品に市場を奪われるとの懸念も示されている。事業環境の変化を敏感に見極め、官民が連携して「攻め」と「守り」の両方を柔軟に使い分けていく必要がある。
- 本協定は、日 E U 間の人的移動やサービス分野等、広範な分野での協力を強化し、持続可能な開発への互いの責任を再確認するほか、気候変動に関するパリ協定の実施に責任を持って取り組むことを明文化した経済連携協定としても先進的である。加えて EPA と同時に発効した戦略パートナーシップ協定 (=SPA) により、環境分野等で規制協力を推進することが重要になる。規制協力と標準化で日 E U 間の連携が進めば、E U 市場への参入障壁を下げる直接効果に加え、E U 28 カ国 (英国を含む) と連携した、世界標準・

国際基準の形成に向けてのイニシアチブ発揮が可能になる。

- 協定発効に先立って、日本とEUは相互に個人情報保護の水準が十分な水準と認め、域外へのデータ移転の際に個別契約を結ぶなどの規制をなくす枠組み（個人情報移転に関する相互充分性認定）を発効させた。この枠組みがデータ保護について日EU・EPAを補完することとなる。これにより、日本とEUが越境データ流通に関するルールメイキングの先駆けを担うことが期待される。

iii) RCEP

- 交渉が続くRCEPは、市場アクセス分野でインドー中国、インドー豪州、日本ー中国など、2国間FTA未締結国間での交渉がまとまらず、ルール分野では知的財産、電子商取引分野などの交渉が合意にいたっていない。交渉を束ねる2019年のASEAN議長国はタイが務め、11月の首脳会合での決着を目指している。
- 人口規模の大きい中国・インドの参加が、RCEPの大きな価値であり、発効すれば人口で世界の約半分をカバーする巨大な経済圏が形成される。また日本にとっては、貿易額の約27%を占めている中国・韓国とはFTAが未締結であり、両国との間で貿易自由化が実現する意義は大きい。さらに日本と交渉参加国との間の貿易は、一般機械や電気機器の割合が大きく、域内水平分業が進展するメリットも大きい。
- 日本が提唱する「ルールに基づく自由で公正なマーケットを作り上げる」ために、税関手続きの簡素化、貿易円滑化など、域内でのビジネス展開上、メリットを享受するために欠かせない分野については、一切の妥協をせずに高水準を確保する。一方で参加国の経済発展の度合いなどを勘案し、分野によっては必ずしもTPP11並の水準に固執するのではなく、実利に基づく合意点を探ることが必要と考えている。ルール分野の合意形成には難しさがあるが、中国が多国間でのルールベースの貿易協定にコミットする意義は、世界の貿易秩序の再構築に向けて極めて大きい。

2. 日米通商協議

- 昨年9月の日米共同声明では、日米物品貿易協定交渉において、①農林水産品に関する市場アクセスの譲許内容は過去の経済連携協定の水準が最大限であること、②交渉期間中において自動車に対する追加関税賦課を行わないこと、が事実上確認された。さらに中国を念頭に、「第三国の非市場志向型の政策」には日米、さらには日米EU三極で対応していくことが盛り込まれたことも意義深い。
- 交渉においては、農産品・自動車について難しい交渉が予想される。農産品は、TPP11、日EU・EPAの発効により、牛肉等で米国産品の競争力が低下

しており、米国内の業界団体等の声に押されて厳しい要求が突き付けられることが予想される。また米国の対日貿易赤字の多くの部分を自動車占めていることから、米国が NAFTA 再交渉 (USMCA) の結果を下敷きにした高い要求を出してくることも十分に考えられる。自動車輸出の数量規制が要求された場合には、自由貿易の原理原則に反するとして断固反対しなければならない。

- 日本は一貫して「米国がアジア太平洋地域の安定にコミットし続けることが両国の共通利益となる」と考えており、TPP に参加した理由もそこにあった。米国が TPP を離脱した現在においても、米国の同地域への関与は必須だと考えており、さらに「インド太平洋構想」にも重なる基本認識である。政府には、首脳共同声明で確認された内容に基づき、双方にとって FFR の精神、すなわち「Free=自由」「Fair=公正」「Reciprocal=互惠的」を実現する内容となるような交渉を期待したい。

3. 米中摩擦と中国への期待

- 米中貿易摩擦の本質は、価値観・歴史観をも包含した、政治体制、経済モデル、次世代技術を巡る覇権争いであり、長期にわたることを覚悟しなくてはならない。米国の行動は、世界経済の成長を見据え、新たな国際秩序を形成して再びその中心に位置するべく、中国と対峙しているとみることもできる。その一環として、世界経済と中国経済のデカップリング (切り離し) も意図しているものと考えられる。中国抜きサプライチェーン構築が一気に進めば中国経済への影響は大きく、中国に部品を供給している日本企業への影響も免れない。
- 日本にとっては、日中二国間における対応に加え、米国と欧州を加えた日米 EU 三極による連携対応が極めて重要となる。その目的は中国の封じ込めではなく、中国がいかんしてルールベースの自由貿易システムに参画し、各国とウインウインの関係を築いて、世界経済の拡大に貢献するプレイヤーになっていくかを促していくことにある。このような環境下、日本の対中経済関係は、官民を問わず、チャンスとリスクの両面に対するしっかりとした目配せと、ステークホルダーに対する丁寧なコミュニケーションを心がけながら、是々非々の対応をしていくことが欠かせない状況になっている。
- 中国については、世界第 2 の経済大国となった現在の實力に、WTO をはじめとした国際制度や各国の通商政策が見合っていないことが課題である。いつまでも中国を途上国として扱うハンディキャップ付きの競争をしている状況は、是正されるべきである。中国自体にもグローバルプレイヤーとして活躍したい、ルールメイキングに協力したいという思いはあり、米中交渉の過程において、変化の兆しはみられる。中国の主張にも耳を傾け、共に改善しながら一緒によりよい仕組みを作っていこうという機運があってもよい

のではないだろうか。日米EU三極が中心になった WTO 改革に中国も加わって、共にルールメイキングや執行監視を行うことが最終的な目標となる。

4. WTO 改革

- グローバル通商ルールの中核を担うべき WTO は、近年その機能を十分に発揮できていない。具体的な課題としては、①164 か国全会一致原則のために、新たなルールメイキングが困難になっていること、②補助金の未通報など、既存ルールを遵守しない国が存在すること、③紛争解決メカニズムにおける上級委員会が機能していないこと、などがあげられる。
- ルールメイキング機能の向上のためには、既に日本が豪州、シンガポールとともに主導しているデジタル分野における有志国による議論（プルリ交渉）の導入など、また既存ルールの遵守のためには、より効果的な監視メカニズムの構築、透明性の強化などが検討されている。また WTO における「途上国」の分類が自己申告制となっていることから、中国、韓国といった G20 メンバーを含む約 100 カ国が、途上国として「特別かつ異なる待遇」特例により、先進国ルールの縛りを受けないこととなっている現状の是正も必要である。
- 紛争解決制度については、第二審にあたる上級委員会が国際司法裁判所のような超国家的存在として権限をもつことに対して、米国が批判を繰り返している。最近では任期満了による新委員の選任にことごとく反対しており、このままでは 2019 年 12 月に裁定に必要な最小人数を下回り、機能不全に陥る。残念ながら、この問題の解決の道筋は見えていないのが実情であり、紛争解決制度の抜本的な見直しなど、WTO のインスティテューション（＝機関）そのものの進化、機能強化が欠かせない。

5. 国際電子商取引/デジタル貿易

- 今後の国際通商システムにおいては、データ利活用が死活的に重要となる。日本は、強みである製造現場や社会保障分野での豊富なリアルデータの利活用を官民で強力に連携して推進していく必要がある。そのためには、プラットフォームや AI を睨んだ国際ルール作りをリードしていかななくてはならない。ただし、AI やビッグデータ、サイバーセキュリティといった先端技術分野の国際ルールについての議論はまだ緒に就いたばかりであり、関係国間で「何が公正であるか」といった根源的な問題を含めた慎重な議論が必要で、そのための国際連携が欠かせない。
- 国際的なルール形成について、日本は TPP11 にも盛り込まれた、「国境を越える情報の移転の自由の確保」（安全保障、個人情報等は例外）、サーバー等の国内設置要求の禁止、ソースコード開示要求の禁止、電子的送信への関税賦課禁止をスタンダードとして、他国との間でも広げていきたい考えを持つ

ている。WTO 電子商取引有志国会合では、電子商取引を行う上での基盤的ルール、環境整備についての合意形成と、個人情報や安全保障に関する例外規定、データの自由な流通促進で折り合えるかが焦点となる。

- 10 億超の人口を背景に、データの囲い込みによる独自の経済圏を形成する中国に伍していくには、人口 1 億の日本は EU（5 億）米国（3 億）との協働を軸に、プライバシー保護とセキュリティの確保を大前提に、可能な国同士でデータ自由流通を促進する仕組み作りが必要となる。日本企業にとっては、リアルデータをいかに収集し、活用していくかが国際競争の勝負のポイントであり、それが海外のプラットフォーマーに流出してしまうような事態を、どのようにして回避するかが肝要となる。

<日本の果たすべき役割>

これからの国際通商システムは、多国間（WTO）、地域（TPP11・RCEP 等）、二国間（日米等）の複合的な組み合わせになっていく。TPP11、日 EU・EPA は、日本の通商政策のベースとなり、日本の立ち位置が強化され、世界の通商政策のルールメイキングのリーダーシップを取っていくための根拠となると考えられる。この認識は、政府関係者とも共有、確認してきており、今後の対米国、対中国をはじめ、あらゆる経済連携交渉を戦略的に進めていく上での、政府と経済界の共通の理解・基盤となっている。

自由貿易の旗手たる日本が、各国のいかなる貿易措置も WTO 協定と整合的になるべきとする立場を堅持しつつ、多国間自由貿易のための公正な新しいルールづくりにリーダーシップを発揮して進めていくことは、今後も変わらない基本的役割である。加えて、これからの日本は、国際交渉の場において、利害の対立する多国間をまとめる主導的役割を果たしていかなければならない。

環境変化に順応し、異なるものを融合して独創性を発揮する力、いわば「最適化能」は日本人の特徴、強みである。日本は、これを磨き、活かして、競争優位を確保し、世界の期待に高次元で応えていかなければならない。昨年 5 月の G7 サミットの通商政策協議において、米国と欧州・カナダが激しく対立した際に、トランプ大統領が安倍首相に対立の調整を依頼する局面が到来したとされている。本年 6 月の G20 大阪サミットでは、WTO 改革を含む自由貿易の推進、デジタル時代のルール作り（データガバナンス）等、経済連携テーマが優先アジェンダに掲げられている。日本のリーダーシップにより、世界経済の安定と健全な成長に向けた建設的な話し合いが行われ、大きな成果があがることを期待したい。

Ⅲ. 日本が直面する経済連携の課題とその対応

1. 主要経済連携協定

TPP11 と日EU・EPA 両協定の発効により、政府は実質 GDP を約 13 兆円、雇用を約 75 万人押し上げると試算している。両協定は、人口減に伴う国内市場の縮小という構造問題を抱え、海外の活力を効果的に取り込む必要がある日本にとって、1%程度で伸び悩む低水準の潜在成長率から脱する成長戦略の有力な柱としても期待される。いずれも高水準の関税撤廃を盛り込み、工業製品のみならず農業分野でも、輸出後押しの効果は大きい。さらに、質の高い通商ルールの策定においては、通関手続きが迅速化されることに加え、投資や知的財産、電子商取引などに関するルールを明確化した。

経済連携協定の本来の狙いは、海外市場の取り込みや国内産業の構造改革を通じた競争力強化、経済成長であるが、現在の国際通商環境下では、保護主義的な動きが拡がらないように自由貿易の旗を振り続けるという意味合いもある。日本が主導する経済連携協定の参加国を拡大し、自由貿易の基盤づくりを着々と進めていくことは、反グローバリズムの流れに対抗する方策にもなる。本年のG20大阪サミットで議長国を務める日本にとって、主要アジェンダである自由貿易の推進を体現するためにも、極めて重要なイニシアチブである。

i) TPP11

TPP11 は、TPP に合意した国のうち、米国を除く 11 カ国が、日本のリーダーシップによって協定を前進させ、2017 年 11 月に大筋合意、2018 年 3 月の署名を経て、2018 年 12 月 30 日にまずは 6 カ国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州）で発効した。次いでベトナムも国内手続きが完了し参加している。残るペルー、チリ、ブルネイ、マレーシアも国内手続き終了から 60 日後に参加する。署名済みの 11 ヶ国が参加した暁には、アジア太平洋地域の成長市場を取り込み、日本の GDP を約 8 兆円（約 1.5%）押し上げ、約 46 万人の雇用増の効果が期待される。本年 1 月には、日本が議長国となって、全署名国参加による最高意思決定機関「TPP 委員会」が開催され、協定を実施するにあたっての運営に関する事項や新規参加国の加入手続き等に関する文書が決定・公表された。

本協定は、WTO による新たなルールメイキングが難航し、現実的に現状以上の自由化が望めない中で、自由で公正な 21 世紀型の新しいルールを確立する多国間経済連携協定のモデルの位置づけである。「高水準のルール」「市場開放の譲許条件」のスタンダードセッティングの意味合いからも、RCEP 交渉や日米物品貿易協

定交渉において、本協定の果たす役割は大きい。また WTO 改革を進める中で、世界各国の利害調整に限界があるとすれば、WTO を上回る高いレベルのルールづくりに成功した TPP11 の加盟国を併行して拡大させることで、WTO を補完する機能を果たすことができる。

TPP11 はオープンな仕組みを目指しており、名称に「太平洋」の文言が含まれるものの、地理的除外要件はなく、APEC 外の国・地域であっても参加は可能となっている。TPP11 には、これまでにタイやインドネシア、英国、韓国、台湾、コロンビアなどが参加に関心を示している。実際の加盟には参加国すべての賛同が必要で、また関心を示している各国・地域もそれぞれの事情を抱えているため、一朝一夕に進む話ではないものの、協定をより強力で効果の高いものにするためには加盟国の拡大は必須である。特に日系企業が多く集積するタイの参加は、サプライチェーンの見地からも、TPP 経済圏の面としての発展・拡大に大変重要な意義を持つと考えている。

ii) 日EU・EPA

日EU・EPA は、世界に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、日本とEUが自由貿易の旗を高く掲げ、率先して世界に範を示すとともに、日EUの戦略的関係を更に強化させるものとして、2017年7月に大枠合意、12月の交渉妥結、2018年7月の署名を経て、本年2月1日に発効した。これにより、世界GDPの約28%、世界貿易の約37%を占める世界最大級の自由貿易圏が誕生した。最終的に日EU双方の貿易品目の9割超で関税が撤廃され、GDP約5兆円(約1%)の押し上げ、約29万人の雇用増の効果が見込まれている。

本協定では、工業製品に加え食品関連で輸出入ともに関税即時撤廃品目が多く、直ちに経済効果が期待される。関税撤廃により、国内メーカーや農業従事者が輸出する食品の価格競争力が高まり、EU域内での売上拡大が期待される。さらに地理的表示の保護が盛り込まれたことで地域ブランドの強化に拍車がかかることも期待される。日本の事業者にとって輸出拡大の追い風となる一方で、国内では価格競争力の増す輸入食品に市場を奪われるとの懸念も示されている。事業環境の変化を敏感に見極め、官民が連携して「攻め」と「守り」の両方を柔軟に使い分けていく必要がある。

関税撤廃も大きな成果であるが、規制協力と標準化で日EU間の連携が進むことが産業界にとって大変有意義な成果であることを強調したい。EU市場への参入障壁を下げる直接効果に加え、EU28カ国(英国を含む)と連携し賛同を得ることで、世界標準・国際基準の形成に向けてのイニシアチブ発揮が可能になる。さらに戦略的な意味合いを持つルールとして、補助金や国有企業に関する条

項が加えられたことにも注目したい。これは日EU間で直接の問題になるということよりも、今後の多国間による貿易ルール策定において、途上国に散見される政府関与による市場歪曲的な動きへの対処に、日本とEUが連携してあたることができるようになるという効果が期待できる。

また、本協定は日EU間の人的移動やサービス分野等、広範な分野での協力を強化し、持続可能な開発への互いの責任を再確認するほか、気候変動に関するパリ協定の実施に責任を持って取り組むことを明文化した経済連携協定としても先進的である。

電子商取引については、ソースコード開示要求の禁止や電子送信に対する関税賦課の禁止などのルール整備はできたものの、越境情報の自由な流通については協定上に明記ができず、発効後3年以内の見直し条項となっている。ただし、協定発効に先立って、日EUは相互に個人情報保護の水準が十分な水準と認め、域外へのデータ移転の際に個別契約を結ぶなどの規制をなくす枠組み（個人情報移転に関する相互十分性認定）を発効させた。これが、データ保護について日EU EPA を補完する重要な枠組みとなることから、越境情報の自由な流通に関する検討の加速化が期待される。なお、EUは今後締結するFTA/EPAにおいては、個人情報保護の十分性認定を必須の要件とする構えを見せており、その意味でも日EU・EPAは先駆的な協定となったと言える。

iii) RCEP

RCEPは、2018年中の「実質的な合意」を目指していたものの、市場アクセス分野ではインドー中国、インドー豪州、日本ー中国など2国間FTA未締結国間での交渉がまとまらず、ルール分野では知的財産、電子商取引などの分野での交渉が合意に至らず、2019年中の大枠合意を目指すこととなった。交渉を束ねる役割を担う2019年のASEAN議長国はタイが務め、3月の閣僚会合から交渉が再開し、11月の首脳会合での決着を目指す。

交渉には、経済の規模、発展度の異なる16もの国々が参加している。ASEAN10カ国に、ASEAN諸国とそれぞれ個別のFTAを結んでいる6カ国が加わって、より包括的な経済連携協定を目指しており、実現すれば世界の人口の約5割、貿易額の約3割、GDPの約3割を占める巨大な経済圏が形成される。交渉の枠組みはASEANと交渉参加国間の既存FTAをベースに、ボトムアップで多国間の経済連携を実現しようとしている点が特徴となっている。ただし、インドー中国、インドー豪州、日本ー中国、日本ー韓国間などではFTAがないため、ゼロからの交渉となっており、それが状況を複雑にする要因となっている。元々はASEANが既存の二国間FTAを束ねるべく構想されたが、まず中国が「中華経済圏」を念頭に

「ASEAN+3（日中韓）」の枠組みによる東アジア自由貿易圏（EAFTA）構想を示した。それに対して日本は、人口規模の大きいインドを取り込み、先進国グループに属する豪州、ニュージーランドを巻き込んだ「ASEAN+6」の枠組みを打ち出し、結果的には、日本の提案に沿って交渉が進んでいる。

市場アクセスに関しては、高いレベルの自由化を求めるオーストラリアやニュージーランドなどと、大幅な市場開放や自由化に慎重な中国、インドなどとの対立構図が続いている。関税面では、ASEAN-インドの既存 FTA で関税撤廃率が 70%台にとどまっており、他国と ASEAN との関税撤廃率 85%程度に比べて見劣りしている点がひとつのネックになっている。人口規模の大きいインドが参加していることが、RCEP の大きな価値となっており、これにより人口で世界の約半分をカバーする巨大な経済圏が形成されることになる。また日本にとっては、貿易額の約 27%を占めている中国・韓国とは FTA が未締結であり、この両国との間で自由化が実現する意義は大きい。さらに日本と交渉参加国との間の貿易は、一般機械や電気機器の割合が大きく、域内水平分業が進展するメリットも大きい。

2018 年 7 月には、ASEAN 以外で初めての閣僚会合が日本で開催され、安倍首相が「ルールに基づく自由で公正なマーケットを作り上げる」という目標を示した。域内でのビジネス展開上、メリットを享受するために欠かせない分野については一切の妥協をせず高水準を確保しつつ、分野によっては必ずしも TPP11 並の水準に固執するのではなく、実利に基づく合意点を探ることが必要なのではないかと考えている。なお、税関手続きの簡素化、貿易円滑化については、TPP11 とほぼ同水準の規律を入れることで既に合意されている。

ルール分野では競争、知的財産、電子商取引の 3 つが残された重要な課題となる。いずれも TPP11 を「ハイレベル」と呼ぶ根拠となっている分野であり、日本が重視しているポイントである。競争分野については、国営企業等への補助金などが論点となるが、中国等との隔たりは大きい。日本として知的財産は譲れない分野であるが、共通のルールの設定はもとより、模倣品の税関でのストップ等、実効性を伴う措置を重視している。

電子商取引は、大別して 2 つに分けられる。ひとつは電子署名などの制度的整備についてであり、既に 16 カ国のコンセンサスが得られている。もうひとつは、データの取扱やローカルサーバー等の問題で、これらについて各国はその重要性は認識しているものの、各国の国内法や政治状況等から取りまとめは難しいものになると予想される。

このように、ルール分野の重要課題の妥結には難しさがあるが、いずれにしても、中国が多国間でのルールベースの貿易協定にコミットする意義は、世界の貿易秩序の再構築に向けて極めて大きい。

なお日中韓3カ国間においては、RCEP交渉は日中韓FTAの市場アクセス交渉をおこなっていることと実質的に同じこととなる。3カ国間ではRCEP交渉を先行させることで合意されており、3カ国間においてのみ設けるルールについてどのように扱うかについて、RCEP妥結後に協議する段取りとなる。

2. 日米通商協議

日米2国間の通商協議は、2018年9月の日米首脳会談の結果、「日米物品貿易協定（TAG=Trade Agreement on Goods）について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で早期に結果を生じ得るものについて」交渉を開始することで合意した。第一回目の交渉は、本年4月15・16の両日開かれ、茂木経済財政相とライトハイザー米通商代表部（USTR）首席代表との間で交渉の範囲を巡る議論が行われた。なおTAGの呼称は、最終的な日米間の協定名ではなく、合意後に正式名称は定められることになる。また現段階では米国側では用いられていないことにも留意しておく必要がある。

日米共同声明において、①農林水産品に関する市場アクセスの譲許内容は過去の経済連携協定の水準が最大限であること、②交渉期間中において自動車に対する追加関税賦課を行わないこと、が事実上確認された点を高く評価したい。さらに中国を念頭に、「第三国の非市場志向型の政策」には日米、さらには日米E U三極で対応していくことが盛り込まれたことも意義深い。政府には、引き続きTPPへの復帰が日米双方にとって最善であるという日本の立場をベースに、TPP協定交渉において一度は二国間で合意した内容を交渉の出発点にするなど、TPPとの整合性を重視した交渉となる方針を貫いていただきたいと考えている。米国はE Uとの貿易交渉も、ほぼ並行して進めることになる。米議会への通知は、対E U、対日本とも、同時かつほぼ同内容で提出されているが、今後の交渉の進み方は予断を許さない。

農産品については、TPP11、日E U・EPAの発効により、牛肉等で米国産品の競争力が低下しており、米国内の業界団体等から早期の交渉と競争条件の改善要望が示されている。首脳共同声明において、「市場アクセスの譲許内容は過去の経済連携協定の水準が最大限」の確認はしているものの、米国の要求、さらには日本国内の農業関係者の反応を見据えての難しい交渉となることが予想される。また米国の対日貿易赤字の多くの部分を自動車が占めており、交渉の焦点となること

は覚悟しなくてはならない。米国が NAFTA 再交渉 (USMCA) の結果を下敷きにした要求が出てくることも十分に考えられるが、自動車輸出の数量規制が要求された場合には、自由貿易の原理原則に反するとして断固反対しなければならない。また原産地ルールの規定については、日本が中国製、韓国製部品も多く使用していることに留意しなくてはならない。

日本と米国の貿易関係は、2 国間ではネゴシエーションする関係であるが、日米 EU 三極ではコラボレーションする関係であることを理解して交渉に臨む必要がある。首脳共同声明に謳われている通り、日米 2 国間の市場アクセスについての交渉と、ルール分野での「第三国の非市場志向型の政策」対応における日米欧の連携協力を別個に考える必要がある。米国との協議ではこの 2 つの論点を整理して、別々に取り上げていくことが重要となる。

日本は一貫して「米国がアジア太平洋地域の安定にコミットし続けることが両国の共通利益となる」と考えており、TPP に参加した理由もそこにあった。米国が TPP を離脱した現在においても、米国の同地域への関与は必須だと考えており、さらに「インド太平洋構想」にも重なる基本認識である。政府には、首脳共同声明で確認された内容に基づき、双方にとって自由で、公正、かつ互恵的な内容となるよう、主張すべきは主張して交渉にあたっていただきたい。

3. 米中摩擦と中国への期待

中国は 2001 年に WTO 加盟後、飛躍的な経済成長を果たし、米国に次いで世界第 2 位の GDP を産する経済大国となった。日本にとっては、米国を上回る最大の貿易相手国であり、進出日系企業数も 3 万拠点を超える密接な経済関係を持つ国である。直近の日中二国間関係は、8 年ほどのブランクを超えて「雪解け」的機運が高まっている。米中摩擦の影響もあってか、中国が日本にアプローチしてきている状況も見られるが、視点を変えると、米国は日本と中国との経済関係に神経を尖らせているものと考えられる。対中経済関係は、官民を問わず、チャンスとリスクの両面に対するしっかりとした目配せと、ステークホルダーに対する丁寧なコミュニケーションを心がけながら、是々非々の対応をしていくことが欠かせない状況になっている。

米中貿易摩擦の本質は、価値観・歴史観をも包含した、政治体制、経済モデル、次世代技術を巡る覇権争いであり、長期にわたることを覚悟しなくてはならない。米中の関係性については、2017 年中は 2 回にわたる首脳会談などでその親密ぶりが報道され、楽観的な見方が多かったが、2018 年に入り、米国が姿勢を変化させ、矢継ぎ早に中国に対する強硬策を実行に移している。その背景は、

トランプ大統領がラストベルト地域の支持層や保護主義勢力に応える意味合いで選挙公約を着実に実行しているという見方もできるが、むしろ過剰供給や国有企業に対する補助金、さらには強制技術移転等の中国の産業政策に対して、従来のWTOやG20といった国際的な枠組みでの取り組みでは不十分で、追加関税のような強硬措置でこそ解決を図れるという考えに基づいて行動しているという側面が強いと考えられる。世界経済における中国の影響力を鑑みれば、市場歪曲につながりかねない行動には、米国の措置に加え、日米EU三極が共同であることが必要である。三極間には様々な通商懸案があるが、この問題に関しては、共同歩調による具体的計画の策定とアクションが極めて重要である。

米国の中国に対する追加関税政策は、対外貿易赤字削減策としては必ずしも正しい政策ではないという見方もされるが、上述のような中国の取引慣行等の政策を正すことが目的であれば、効果を発揮しつつあるものとみられる。中国の貿易黒字はその大半が米国向け輸出であり、近年の中国の経済成長率鈍化を下支えしてきたのが対米輸出取引であった。また中国の経常収支の黒字は対米貿易の黒字に支えられており、中国の外貨準備高もそれによって積み重ねられてきた。対米黒字の縮小の結果、経常収支が赤字に転じると、外貨準備の減少に歯止めがきかなくなり、人民元の信頼性を損なう。そのため中国は、政策転換するなどの譲歩を通じて、米国との全面对決を回避しようとするのが合理的な選択であろう。

米国は、世界経済と中国経済のデカップリング（切り離し）も意図しているものと考えられる。各国企業は中国に製造拠点を築き、その拠点に部品を供給する国境を越えたサプライチェーンを構成しているが、米国はその重要な部分を切り離そうと考えている。中国抜きのサプライチェーン構築が一気に進めば中国の痛手は大きい。中国に部品を供給している日本企業への影響も免れない。

米中の争いは現象面だけ見れば、サプライチェーンの転換を図っているように見えるが、深層では高度技術を巡る猛烈な覇権争いが起きていると捉えることができる。現代の高度情報関連技術はグローバルをカバーするものであり、一国が独占するという性格ではなくなっている。高度情報関連技術は人類全体の福祉の向上に役立たせるべきであるのに、米中は互いに自国の覇権奪取に躍起になり、欧州は模様見といった状況に陥ってしまっている。1929年の大恐慌時、世界貿易は3年間で3分の一に縮小した。米中の争いがエスカレートすると、どれほどの影響が出るかは予想がつかない。日本の外交も二者択一を迫られる難しい局面が到来するかもしれない。今こそ全世界の知識人がネットワークを強化し、英知を結集していかなくてはならず、日本が国際社会に対して現代の技術に基づくグローバル化のあり方を理念的に提案する時であると考えられる。本年6月のG20大阪サミットは、その絶好の機会ではないだろうか。

中国については、経済大国となった現在の實力に、国際制度や施策が見合っていないことが課題であり、いつまでも中国を途上国として扱うハンディキャップ付きの競争をしている状況は、是正されるべきである。中国にはルールベースの自由貿易システムに参画し、各国とウインウインの関係を築いていただきたい。日米EU三極が中心になったWTO改革に、中国も加わって、共にルールメイキングや執行監視を行うことが最終的な目標となるが、まずはRCEP交渉の結果、中国が多国間経済連携協定にコミットすることを期待する。また、一带一路の第三国協力に日本が関与することで、第三国プロジェクトの透明性が高まるといった効果を得ることも、中国が国際ルールの水準を理解し、自ら変化していくことを促すことになると考える。

4. WTO改革

WTOは、1995年の成立以降、2001年に中国を加盟させるなど順調に拡大し、ドーハラウンドを立ち上げたところまではよく機能していたが、中国の経済成長と存在感の高まりや、先進国と途上国間の対立に対してルール整備が追い付かない状況になっており、停滞に陥っている。ウルグアイラウンドが締結されたのは20年前であり、その後のドーハラウンドは漂流の状況にある。この間、WTOは有効な対応策をとることができていないのが実状となっている。

具体的な課題としては次の3点があげられる。

- ① 164カ国全会一致原則（コンセンサス方式）により、新たなルールメイキングが困難
- ② 補助金の未通報など、既存ルールを遵守しない国が存在すること
- ③ 紛争解決メカニズムにおいて、上級委員会が機能しなくなっている問題

WTO改革とは、即ちこれらの課題に対する解決に取り組むことになるが、マルチ交渉によるコンセンサス方式自体が課題であるため、有志国による議論を先行し、その結果を加盟国に開放する方式（プルリ交渉）を進めつつある。昨年10月にはカナダ主催で日本、EU、豪州等、「ミドルグラウンダー」と称される13カ国の閣僚を集めた有志国会合が開催された。米国と中国は不参加であるが、有志国の議論が深まった段階で米中を招き入れようとする試みと位置づけられる。今会合のコミュニケでは、①紛争解決システムがWTOの中心的支柱であり、正常化させなくてはならない、②交渉機能を再活性化させなくてはならない、③加盟国の貿易政策に関するモニタリング、透明性を強化すべき、といった内容が盛り込まれた。デジタル分野においては、WTOにおいて新しいルールを作るべく、2017年12月に日本・豪州・シンガポールが電子商取引閣僚会合を主催し、71か国・地

域の有志国で共同声明を発出した。2018年3月以降は、共同声明に参加しなかった国も加わり、80以上のWTO加盟国による議論が続いている。これに対しては米USTRも「WTOの将来を切り拓く」ものとして支持を表明している。米国は時折「WTO脱退も辞さず」という姿勢をちらつかせつつも、関心分野に対しては選択的関与をしていくスタンスで臨んでいる。

また昨年9月にEUが公表したWTO改革に関する提案（コンセプトペーパー）では、ルールメイキングのなかで「レベルプレイングフィールドの追求」（＝競争基盤のゆがみの是正）が謳われ、補助金や国有企業の問題、デジタル保護主義等に対するルールメイキング、規律強化を行っていくことが柱となっている。さらに「途上国」分類が自己申告制となっていることから、中国、韓国など約100カ国が、途上国として「特別かつ異なる待遇」特例により、先進国ルールの縛りを受けないこととなっていることの是正が必要としている。現実的にすぐ着手できる改革としては、既存ルールの遵守の徹底があり、通報義務の履行確認や未履行の場合のペナルティ、第三国からの逆通報等に取り組むべきことが盛り込まれている。

紛争解決制度は、第二審にあたる上級委員会の決定が全会一致の反対（ネガティブコンセンサス）がない限りは最終確定すると制度設計されており、WTOの司法機能が高まり、非常に権限の強いものとなっている。これに対して米国は、国家間の契約紛争を取り扱うのに、上級委員会が国際司法裁判所のような超国家的存在としてふるまうことは、受け入れられないとしている。この姿勢は従来から一貫しているが、最近では任期満了による新委員の選任にことごとく反対しており、このままいくと2019年12月時点で裁定に必要な最小人数を下回り、完全に機能不全に陥る。残念ながら、この問題の解決の道筋は見えていないのが実情である。GATTの時代の一審制がそれなりに機能していたことを考えると、国と国の契約を取り扱う国際機関の紛争解決手段として、上級委員会の権限が強くなりすぎた面があるのではないかという見方もされており、抜本的な制度設計の変更が必要となる課題である。

WTO改革に影を落としているのは、米国の追加関税措置に対する中国やEU等のWTO提訴である。米国は、そもそも安全保障に関する事項はWTOの制約を受けないという主張であり、仮に232条措置がWTOパネルで敗訴するようなことがあるとWTO脱退も辞さないという覚悟で臨んでおり、政治的に高度で慎重なハンドリングが求められる。日本はWTOの仕組みを守護していかなくてはならないとの立場から、提訴を踏みとどまり日米二国間の交渉にかけている。

世界の通商秩序の再構成が必要な局面になっていることは論を俟たないが、WTO

改革だけで実現できるものではなく、バイ協定や日米EU三極、プルーリ協定、メガFTAなどの積み重ねで形成されていくものと考えており、そこに米国と中国がいかにかコミットするかがポイントになる。日本が主催する本年のG20サミットでは、「WTO改革を含む自由貿易の推進」が重点分野の筆頭にあげられている。日本政府は、これまでも日米EU三極貿易大臣会合や、日米、日中首脳会談等においてWTO改革を提起してきており、今後の国際社会においては、中長期視点で世界貿易のあるべき姿を見据えて議論をリードする主導的役割を担うことを期待したい。

5. 国際電子商取引/デジタル貿易

現在の国際通商システムにおいて、急激に存在感を高めているのが国際電子商取引/デジタル貿易の分野である。その市場はここ5～6年で3倍から4倍増と急伸長している。市場規模は中国が最大で、次いで米国であるが、とりわけ中国のプラットフォーマーの存在感の上昇にはめざましいものがある。電子商取引は今後も拡大が続くことが見込まれるが、製造現場や医療介護等のリアルデータの利活用に産業競争の主戦場が移っていくと考えられる。今後は、個人データや産業データなど、一般に収集が難しいとされているデータをどのように保護しながら流通させるのかという点が焦点になってくると考えている。

主要国、地域の動向をみると、EUはデータの量確保に力点を置く考え方から、EU全体を巨大な単一市場とする戦略を早々に打ち出している。加えてプラットフォーマーに対する規制とGDPRによる個人情報保護を2大ツールとして運用している。既に競争法としての適用、執行も行われており、オンライン仲介サービスに対する公正性、透明性の確保に力点を置いている。GDPRについては、先進国が多く含まれる総人口5億人の市場を対象にしたルールであり、事実上デファクト（グローバルスタンダード）化するのではないかとの見方もあり、それが欧州の野心でもあると思われる。GDPRには細部にわたり厳しいルールが課せられているが、なかでも巨額の制裁金の規定が、抑止力となって執行性を高めていると考えられる。

EU諸国との個人データの越境移転については、EUによる相互十分性認定が必要となるが、日本は本年1月に最終認定された。EUは欧州並みの保護をする国を増やしていくことを目指しており、今回結果的に日EU・EPA発効と同時並行的に進めたように、今後のFTA/EPA協定には個人情報保護規定を盛り込むことを求めていくこととなる模様。日本に対する認定プロセスをモデルケースにした考えとみられる。

EUは米国との間では、プライバシーシールドという特別の枠組みを設け、米国企業に個人情報保護へのコミットを宣言してもらい、それを米連邦取引委員会 (FTC) に監視してもらうという仕組みにしている。(FTCには一般的な個人情報保護に関する権能はないが、企業がコミットした事項を遵守しない場合には不正取引を理由に措置命令できる) 全米で4000社余りが参加する枠組みとなっており、EU米国間のデータ流通の核となる取り決めになっている。加えて米国政府による過剰な個人情報へのアクセスを制限する条項や、EU市民の権利保護強化についても米国政府のコミットメントを確認している。

中国の特異点は、まずグレート・ファイアウォール (金盾) と称されるインターネット通信に対する検閲と遮断があげられる。これにより、事実上Googleやフェイスブックの進出を阻止し、国内で独自のプラットフォームを育成することに成功した。さらに「中国製造2025」に「インターネットプラス」を組み合わせ、デジタルシルクロード構想を展開し、米国の影響の及ばない空白地帯に、インフラ投資との引き換えにサイバー空間運命共同体を構築 (=陣営づくり) しようとしている。加えて、独占的な利益を享受しているプラットフォームBATJ(Baidu, Alibaba, Tencent, JD.com) が国有企業の増資を引受たり、技術開発の先兵として国家のパイロット事業を展開している。

またデジタル技術による社会信用 (社会統治) システムの構築も中国特有の政策である。サイバーセキュリティ法の施行等により、国家が必要に応じて情報を随時入手でき、また海外への流出を防ぐ仕組みを作っている。加えて政府の入手した情報と民間プラットフォームの得た情報を相互に流通させ個人情報情報を管理することも行われている。中国共産党の主導する国家資本主義体制がなせる業といえる。

米国は、唯一の超大国の立場から、何もしなくても情報が集まってくる国であったため、意図しないデータの「フリーフロー」によって利益を享受してきた。しかしながら、近年データ、それも機微情報が国外流出するリスクが高まってきたため、安全保障に関するデータを中心に情報管理強化を急いでいる。軍民融合を標榜する中国を念頭に、昨年8月には国防授權法が成立し、技術情報や機微情報に関係する投資管理強化 (マイノリティ出資まで対象を拡大・事前審査の義務化等)、エマージング技術の輸出管理強化、中国製品の政府調達等の制限、個別企業・大学等に対するサイバーセキュリティ強化等が盛り込まれた。

米国には分野横断的な個人情報保護法は存在せず、政府、通信、金融等の個別分野ごとに規制する仕組みが運用されている。自主規制を原則として、事業者が宣言をすることでコミットメントが生じ、FTCによる取り締まりの対象となる。

ただ、昨今の個人情報漏えい等の問題により、カリフォルニア州では、消費者プライバシー法が州法として成立しており、連邦法による規制を求める声が高まっている。アマゾンやグーグルもパブリック・コメントで連邦法が必要との姿勢を明確にしている。ただし、EU並の法規制を志向する民主党と、できるだけゆるやかなものになりたい共和党で大きな立場の違いもあり、実際の法制化には紆余曲折が予想される。

米国は従来から「データをいかに流通させるか」に重点を置いてきたことからAPEC内でデータ流通圏を作る取り組みを主導してきており、米国、日本、メキシコ、カナダが参加して越境個人情報保護ルール（CBPR）を設置している。認証機関による認証を受けた企業は、この制度内で自由にデータ流通できる仕組みとなっている。

国際的なルール形成について、日本はTPP11にも盛り込まれたように、「国境を越える情報の移転の自由の確保」（安全保障、個人情報例外）、サーバー等の国内設置要求の禁止、ソースコード開示要求の禁止、電子的送信への関税賦課禁止をスタンダードとして、他国との間にも広げていきたい考えを持っている。日EU・EPAでは協定上の明記はできなかったが「相互充分性認定」により、個人情報の自由流通を確保した。交渉中のRCEPについては、中国が参加する協定であり、電子商取引規定にどこまでのルールを盛り込めるかが焦点となる。WTO電子商取引有志国会合では、各国の立場の違いを越え、電子商取引を行う上での基盤的ルール、環境整備についての合意形成と、個人情報や安全保障に関する例外規定を設けつつ、データの自由な流通促進で折り合えるかが論点となる。

10億超の人口を背景に、データ囲い込みとデジタルシルクロード構想を掲げる中国には、1億の人口規模の日本が単独で動いても太刀打ちできないのが現実である。EU（5億）米国（3億）との協働を軸に、プライバシー保護とセキュリティの確保を大前提に、可能な国同士でデータ自由流通を促進する仕組み作りが必要となる。日米EU三極貿易大臣会合では、中国に対してどう対処していくか、また日米EU三極間でのデータ流通をさらに拡大していく必要があるという点についての問題意識を共有し、WTO改革を通じて実行していくことを確認している。ただし、デジタル貿易問題は貿易大臣会合で完結するものではなく、各国の個人情報保護規制当局や貿易管理当局の参画が欠かせないことについては留意が必要である。また実際は、日米EU間であっても個人情報保護やリスク認識等で懸隔があり、合意形成への道りは容易ではない。日本企業にとっては、リアルデータをいかに収集し、活用していくかが国際競争の勝負ポイントであり、それが海外のプラットフォーマーに流出してしまうような事態を、どのようにして回避するかが肝要と考える。

データや情報は、世界全体にグローバリズムを将来定着させるうえで、非常に重要な分野となる。この分野について、世界全体の構図、構造を理論的、体系的に整理して、どのような方策が最適かといった研究を進めてもよいのではないかと考える。学术界と行政、そして産業界が連携して理論的・体系的アプローチが構築できれば、WTO の場で討議する際のベースとすることもできる。来たるG20大阪サミットは、日本が主導して国際社会に働きかけ、国際的な組織を立ち上げることなど、これまでの課題対処型とは異なる手法を各国に対して提示する格好の機会となるのではないか。

IV. 多国間経済連携の進化と発展に向けて

本会は一貫して、多国間経済連携協定の推進を支持してきた。その理由は、関税撤廃などの市場アクセスの改善もさることながら、貿易・サービス・投資等について、参加国間で共通のルールを遵守し、共通の価値観のもとでビジネスを推進できることが、企業にとって意義があるからである。加えて、日本と参加国との間で形成される経済圏を面でとらえ、全体最適を考えてビジネスを遂行できることも重要である。

日本政府関係者の尽力もあり、TPP11 が発効し、次いで日EU・EPA も発効にこぎつけた。しかし、ここで動きを止めてしまえば、ポピュリズムや大国の利害に翻弄されてしまうことになりかねない。引き続き、合意に向けて RCEP 交渉に取り組み、TPP11 の参加国拡大を図るなど、アジア太平洋地域経済連携のゴールと位置付けられる、米国・中国の参加する FTAAP (Free Trade Area of the Asia-Pacific: アジア太平洋自由貿易圏) に向け、また、経済連携の対象となる地域・国の拡大に向け、絶えず前進・進化を続けるダイナミズムが欠かせないと考えている。

多国間経済連携協定の経営者にとっての価値は、ひとつには徹底活用して企業価値を高めることであり、もうひとつは経済連携を通じて人的交流も拡大し、イノベーションを起こして、よりよい社会作りに貢献することであると考えている。日本の企業経営者は、TPP11、日EU・EPA の発効をうけ、サプライチェーンの最適化や最終消費者の便益拡大など、この2つの協定の徹底活用が企業価値向上をもたらすことを内外に示すべく、事業の現場で知恵を絞っていかなくてはならない。その際、日本の持つ最適化能（異なるものを融合して独創性を発揮する能力）を最大限活用し、協定の効果を最大限獲得することに加え、多国間の規制協力や標準化、デジタル分野でのルール作りをさらに進めていくような働きかけも必要である。また、各協定をさらに進化させるために改善すべき点があれば、我々は躊躇せず意見発出していく。

一方、多国間経済連携協定は、活用法を誤ると社会問題を引き起こすことに留意しなくてはならない。影響を受ける人たちへの配慮が不十分なまま突っ走った反動が、米国の TPP 離脱の要因の一つであったことを忘れてはならない。経済効率の追求にのみフォーカスするのではなく、国連の掲げる持続可能な開発目標＝SDGs も考慮し、持続可能な社会の実現に活かしていくことの範を示すことが、日本の企業経営者の役割であると考えている。

先端技術に係る領域では、実業が行政のルールメイキングの先を行くケースも出てくる。そのような場合にも、実業を踏まえた積極的な意見発出に努め、官民が連携して、政府によるデータガバナンスなどに関する多国間交渉を後押ししていくことが求められる。また、先端技術分野の物品貿易や越境データ流通に関しては、関係国の安全保障に関わる機微情報が含まれることが考えられる。企業人の行動規範として、日本がコミットした国際ルールに抵触するような行為は厳に戒めなくてはならない。

今日の世界経済は、経済モデルのシステム間競争の様相を呈しており、市場経済モデルと国家資本主義モデルのせめぎあいに加えて、自国第一主義やポピュリズムの要素が複雑に絡み合った状況にある。日本が追求する多国間経済連携協定で協働する国・地域が、どのように成功していくかを実証することが重要となる。そのために、協定を活用したビジネスを、なんとしても成功させることが経営者の責務である。

【参考資料】

主要経済連携協定の概要

TPP11:環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定

【協定の概要】

- ▶ 日本を含む 11 カ国が加盟する「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」(CPTPP:Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership、通称 TPP11) は、2018 年 12 月 30 日に発効。
- ▶ モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律等、幅広い分野で 21 世紀型のルールを整備。アジア太平洋地域に新たなバリューチェーンを作り出し、域内のヒト・モノ・資本・情報の往来を活性化。これにより、世界 GDP の約 13%、貿易総額の約 15%、人口の約 7%を占める経済圏を構築する。

TPP11 加盟の11カ国



【交渉の経緯】～12 か国による TPP 協定から TPP11 発効まで～

12 カ 国	2010 年 3 月	交渉開始 (当初 8 か国)
	2013 年 7 月	日本が交渉参加
	2016 年 2 月	12 か国が署名 (於: ニュージーランド)
	2017 年 1 月	トランプ米大統領 TPP 離脱大統領覚書発出
11 カ 国	2017 年 11 月	11 か国による TPP11 協定大筋合意 (於: ベトナム)
	2018 年 1 月	最終妥結 (協定本文及び凍結項目確定) (於: 日本)
	2018 年 3 月	署名 (於: チリ)
	2018 年 12 月	TPP11 発効

【主な内容】

◇ 市場アクセス

日本は、農産品の重要 5 品目 (コメ、麦 (小麦)、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖・粗糖とその作物 (サトウキビ等) の 5 つの品目) を中心に関税撤廃の例外を確保したうえで、高いレベルの自由化を達成。

[TPP11 締約国の関税撤廃率]

国	日本	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア
品目数ベース	95%	99%	99%	100%	99%	100%
貿易額ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
国	シンガポール	ベトナム	ブルネイ	豪州	ニュージーランド	
品目数ベース	100%	100%	100%	100%	100%	
貿易額ベース	100%	100%	100%	100%	100%	

◇ ルール分野 [21世紀型ルールの例]

<投資>

○投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

○急送貨物の迅速な税関手続き（6時間以内の引取）を明記

<電子商取引>

○国境を超える情報の自由な流通確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止、ソースコード（ソフトウェアの設計図）移転・アクセス要求の禁止

<知的財産>

○模倣・偽造品等に対する厳格な規律

<国有企業>

○非商業的援助により、他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

（内閣官房・外務省資料をもとに事務局作成）

日・EU経済連携協定（日EU・EPA）

【協定の概要】

- 日本と欧州連合（EU）の経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）は2019年2月1日に発効。
- 域内人口が約6億4千万人（世界人口の約9%）、世界GDPの約28%、貿易額では約37%を占める世界最大級の自由な先進経済圏が誕生。
- 自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル。

【交渉の経緯】

2013年3月	日EU・EPA交渉開始決定
2017年7月	大枠合意（於：ベルギー）
2017年12月	交渉妥結（於：ベルギー）
2018年7月	署名（於：日本）
2019年2月	発効

【主な内容】

◇ 市場アクセス

日本⇒EU（日本の輸出）EU側関税撤廃率：約99%（品目数ベース）	
<p><工業製品></p> <ul style="list-style-type: none"> ○100%の関税撤廃 ○現行税率10%の乗用車は8年目に撤廃 ○自動車部品は貿易額の9割以上が即時撤廃 	<p><農林水産物></p> <ul style="list-style-type: none"> ○牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全品目で関税撤廃（大部分が即時撤廃） ○日本ワインの輸入規制の撤廃、日本酒を含む酒類全ての関税を即時撤廃、自由な流通が可能 ○地理的表示（GI: Geographical Indications）の保護を確保（農産品・酒類）

EU⇒日本（日本の輸入） 日本側関税撤廃率：約 94%（品目数ベース）	
<工業製品> ○100%の関税撤廃 ○化学工業製品、繊維・繊維製品等：関税即時撤廃 ○皮革・履物：現行最高税率 30%を 11 年目または 16 年目に撤廃	<農林水産物> ○約 82%の品目で関税撤廃 ○コメは対象外 ○麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割り当てや、セーフガードを確保 ○ソフト系チーズは関税割り当て ○牛肉は 15 年の関税削減期間とセーフガード確保

◇ ルール分野

[サービス貿易・投資・電子商取引]

- 原則すべてのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙（ネガティブ・リスト方式）
- EUで活動する日系企業のニーズに対応するルールを設定（電気通信サービス、金融規則協力等）
- 電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備（電子的な送信に対する関税賦課禁止、ソースコード開示要求の禁止）

[21 世紀型のハイレベルなルール]

<国有企業・補助金>

- 国有企業：物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保
- 補助金：通報義務、協議要請手続、一定の種類の補助金の禁止等を規定

<知的財産>

- WTO・TRIPS 協定よりも高度な規律を規定（営業秘密の保護、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年に延長等）
- 地理的表示（GI）の高いレベルでの相互保護。
日本のGIは 56 件（「神戸ビーフ」「夕張メロン」「日本酒」等）

<規制協力>

- 日EU双方の規制当局が、貿易・投資に関する規制措置について、事前公表、意見提出の機会提供、事前・事後の評価、グッドプラクティスに関する情報交換等を行う

(外務省資料をもとに事務局作成)

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉

【概要】

- RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) は、ASEAN10 カ国に日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドが加わった計 16 カ国が参加する経済連携協定交渉。
- 実現すれば世界人口の約 49% (約 34 億人)、世界 GDP の約 29%、貿易額でも約 29%を占める広域経済圏が誕生する。多くの日本企業が活動する同地域において自由で公正な経済圏を構築し、サプライチェーンの効率的な形成に寄与。
- 市場アクセスの改善により、域内の貿易・投資を促進。加えて、税関手続、知的財産、電子商取引等のルールを整備することで、企業活動を支援。

【交渉の経緯】

2012 年 11 月	RCEP 交渉立上げ宣言 (於：カンボジア)
2017 年 11 月	第 1 回 RCEP 首脳会議 (於：ブルネイ)
2018 年 7 月	第 5 回中間閣僚会合 (於：日本)
2018 年 11 月	第 2 回 RCEP 首脳会議 (於：シンガポール)
2019 年 3 月	第 7 回中間閣僚会合 (於：カンボジア)

【RCEP の主な交渉分野と進捗状況】

分野	内容	状況
税関手続き・貿易円滑化	税関手続きの予見可能性、一貫性及び透明性の確保や、通関手続きの簡素化	実質的に妥結
中小企業	中小企業が協定による商業上の機会を利用することを支援する方法等	
経済技術協力	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に技術支援を行うこと等	
政府調達	政府調達に関する法令及び手続の透明性を促進する条項及び参加国間の協力等	
物品貿易	関税の撤廃や削減の方法及び貿易上の基本的なルール	交渉中
知的財産	知的財産権の保護及び行使等に係るルール	
電子商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等	

(外務省資料・ヒアリングより事務局作成)

日米共同声明（2018年9月26日）

1. 2018年9月26日のニューヨークにおける日米首脳会談の機会に、我々、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、両国経済が合わせて世界のGDPの約3割を占めることを認識しつつ、日米間の強力かつ安定的で互恵的な貿易・経済関係の重要性を確認した。大統領は、相互的な貿易の重要性、また、日本や他の国々との貿易赤字を削減することの重要性を強調した。総理大臣は、自由で公正なルールに基づく貿易の重要性を強調した。
2. この背景のもと、我々は、更なる具体的手段をとることも含め、日米間の貿易・投資を互恵的な形で更に拡大すること、また、世界経済の自由で公正かつ開かれた発展を実現することへの決意を再確認した。
3. 日米両国は、所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定（TAG）について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。
4. 日米両国はまた、上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うこととする。
5. 上記協定は、双方の利益となることを目指すものであり、交渉を行うに当たっては、日米両国は以下の他方の政府の立場を尊重する。
 - －日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。
 - －米国としては自動車について、市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。
6. 日米両国は、第三国の非市場志向型の政策や慣行から日米両国の企業と労働者をより良く守るための協力を強化する。したがって我々は、WTO改革、電子商取引の議論を促進するとともに、知的財産の収奪、強制的技術移転、貿易歪曲的な産業補助金、国有企業によって創り出される歪曲化及び過剰生産を含む不公正な貿易慣行に対処するため、日米、また日米欧三極の協力を通じて、緊密に作業していく。
7. 日米両国は上記について信頼関係に基づき議論を行うこととし、その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、他の関税関連問題の早期解決に努める。

（出所：内閣官房 TPP 等対策本部ホームページ）

経済連携委員会 活動実績

日程	会合名	テーマ・講師等
2018年 7月6日	第1回 正副委員長 会議	2018年度の活動方針、 委員会運営等についての討議
2018年 8月27日	第1回 会合	「最近の通商情勢について」 田中 繁広氏 経済産業省 通商政策局長
2018年 8月31日	第2回 会合	「国際貿易体制と TPP の将来」 尾池 厚之氏 内閣官房 TPP 等政府対策本部 首席交渉官代理 大使
2018年 9月19日	第3回 会合	「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の 現状」 山口 仁氏 経済産業省 通商政策局 経済連携課長
2018年 9月25日	第4回 会合	「米中貿易戦争の実相と日本への示唆」 呉 軍華氏 株式会社 日本総合研究所 理事 主席研究員
2018年 10月17日	第5回 会合	「日米物品貿易協定（TAG）交渉について」 梅本 和義氏 内閣官房 TPP 等政府対策本部 首席交渉官 大使
2018年 11月8日	第6回 会合	「最近の国際通商情勢と WTO 改革」 渡辺 哲也氏 経済産業省 通商政策局 通商機構部長
2018年 12月10日	第7回 会合	「RCEP（東アジア地域包括的経済連携）～交渉 の現状と見通し～」 飯田 圭哉氏 外務省 経済局 審議官

2019年 1月18日	第8回 会合	「国際電子商取引/デジタル貿易のルールメイキングの現況、課題、日本の取組」 松尾 剛彦氏 経済産業省 大臣官房審議官（通商政策局担当） 松田 洋平氏 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課長
2019年 3月7日	第9回 会合	「わが国の経済連携・経済外交政策における課題と取組」 山上 信吾氏 外務省 経済局長
2019年 3月7日	第2回 正副委員長 会議	2018年度の活動振り返り、 活動報告書についての討議
2019年 3月22日	第3回 正副委員長 会議	活動報告書についての討議

(注) 所属、役職は当時

2018年度経済連携委員会 名簿

(2019年5月現在・敬称略)

委員長

松崎 正年 (コニカミノルタ 取締役会議長)

副委員長

川口 均 (日産自動車 専務執行役員
チーフサステナビリティオフィサー)

菊地 麻緒子 (三井倉庫ホールディングス 常勤社外監査役)

日下 一正 (国際経済交流財団 会長)

清水 新一郎 (日本航空 取締役専務執行役員)

平手 晴彦 (武田薬品工業 コーポレート・オフィサー)

堀井 昭成 (キャノングローバル戦略研究所 理事 特別顧問)

松江 英夫 (デロイト トーマツ コンサルティング パートナー)

蓑田 秀策 (オプトホールディング 取締役)

顧問

福川 伸次 (東洋大学 総長)

委員

有働 隆登 (損害保険ジャパン日本興亜 執行役員)

大久保 和孝 (EY新日本有限責任監査法人 経営専務理事)

大森 一夫 (住友商事 相談役) (※ 所属・職位は2019年3月時点)

小川 恒弘 (帝人 常務執行役員) (※ 所属・職位は2019年3月時点)

鹿毛 雄二 (ブラックストーン・グループ・ジャパン 特別顧問)

小井土 慶太 (日本レロイ 取締役社長)

五嶋 賢二 (富士電機 執行役員)

白井 均 (日立総合計画研究所 取締役社長)

陳野 浩司 (国際金融公社 チーフ・インベストメント・オフィサー)

曾谷 太 (ソマール 取締役社長)

塚本 恵 (キャタピラージャパン 代表執行役員)

内藤 隆明 (縄文アソシエイツ 取締役社長)

中村 邦晴 (住友商事 取締役会長)

中村 正己 (日本能率協会 会長)

林 明夫 (開倫塾 取締役社長)

三木 均 (リシュモン ジャパン 取締役社長リージョナルCEO)

山口 裕之 (SOMPOホールディングス 上席顧問)

山添 茂 (丸紅 副会長)

事務局

石井 靖幸 (経済同友会 執行役)

竹内 崇恵 (経済同友会 マネジャー) (※ ~2019年3月)